

○大分県総合評価落札方式試行要領(電子入札用)

第1 趣旨

この要領は、大分県が発注する総合評価落札方式に付する場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領に規定する総合評価落札方式とは建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

第3 対象工事

総合評価落札方式の対象とする工事は、原則として予定価格が5千万円(建築一式工事は1億円)以上の要件設定型一般競争入札に付する工事のうち、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 入札に参加しようとする者の入札価格と価格以外の要素である企業の技術力等とを総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他特に必要と認められる工事

第4 入札手續

総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定していない事項については、大分県要件設定型一般競争入札実施要領(電子入札版)(平成18年8月1日土企第777号通知)(以下「要件設定型実施要領」という。)の規定による。

第5 学識経験者の意見聴取

1 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとする場合は、次の各号に掲げる事項について、2人以上の学識経験を有する者で構成する大分県総合評価落札方式審査委員会小委員会(以下「小委員会」という。)の意見を聴かなければならないものとする。

ただし、(2)については、小委員会の承認を得たうえで、省略できるものとする。

- (1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
 - (2) 落札者を決定しようとするときは、落札者決定の適否
- 2 契約担当者は、1の事項について小委員会の意見を聴く場合は、事前に各部局に設置する技術審査会(以下「技術審査会」という。)の審査に付さなければならないものとする。
- 3 技術審査会は、小委員会の意見を聴いた結果については速やかに契約担当者に通知するものとする。

第6 落札者決定基準等の決定

契約担当者は、第5の1の(1)の事項は、競争参加資格の決定に併せて競争参加資格認定委員会(以下「認定委員会」という。)に提出するものとする。

第7 落札者決定基準及び評価の方法

落札者の決定基準及び評価の方法については、別紙、落札者決定基準によるものとする。また、評価基準については、次のとおりとする。

(1) 施工実績等評価タイプ

評価視点＝企業の施工実績、配置予定技術者の能力、地域・社会貢献度、
公共工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性

(2) 施工計画等評価タイプ

評価視点＝工事の施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、地域・社会貢献度、公共工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性

第8 入札公告に示す事項

契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとする場合は、入札公告に次の事項を加えるものとする。

- (1) 総合評価落札方式による旨
- (2) 評価値の算定を行うための資料（以下「技術資料」という。）の内容、提出期限等
- (3) 技術的能力の審査に関する事項
- (4) その他総合評価に関する事項

第9 技術資料等の提出

- 1 契約担当者は、入札に参加しようとする者から技術資料及び競争参加資格証明資料（以下「技術資料等」という。）を提出させるものとし、内容については入札公告において明らかにするものとする。
- 2 技術資料等は、競争参加資格確認申請書受付期間（紙入札の場合も同様）に提出させるものとする。

第10 入札書の提出時期

- 1 入札書は入札金額内訳書と同時に提出をさせるものとする。
- 2 契約担当者は、入札書の提出期間（日時）を指定することができるものとする。
- 3 契約担当者は、2の入札書提出期間（日時）又は開札する日時を入札公告において明らかにするものとする。

第11 技術資料の審査

契約担当者は、施工計画等評価タイプにおいて落札者を決定しようとする場合においては、第9の1で提出された技術資料等を技術審査会の審査に付さなければならないものとする。

なお、施工実績等評価タイプについては、契約担当者が審査を行うものとする。

第12 競争参加資格の事後審査及び落札決定

- 1 契約担当者は、次のすべての要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

なお、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査を行った場合においては、入札価格が不適合ではないと認められた者であること。

- 2 契約担当者は競争参加資格の確認については開札後に入札参加者から提出された技術資料等により行うものとする。

- 3 契約担当者は、2の確認については、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者」（以下、「最高評価値者」という。）について審査し、最高評価値者が、競争参加資格を満たしていると確認した場合には、その者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち評価値の最も高い者」（以下「次順位者」という。）の競争参

加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とするものとする（次順位者が競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとする。）。

（低入札価格調査を行なう必要がある場合は、大分県低入札価格調査実施要領（平成12年9月20日大分県告示第672号）に基づくものとする。）

- 4 3により競争参加資格を満たしていないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、電子入札システムにより通知するものとする。
- 5 落札者の決定は、要件設定型実施要領の規定にかかわらず、原則として開札日の翌日から起算して5日以内とする。
ただし、最高評価値者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。
- 6 契約担当者は、3の確認において、競争参加資格に疑義がある場合は、認定委員会に諮るものとする。
- 7 1及び3から5については入札公告において明らかにするものとする。

第13 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明については、要件設定型実施要領の規定を準用する。

第14 落札結果の公表

契約担当者は、落札者を決定した場合には、すみやかに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

第15 秘密の保持

この要領に基づき入札者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

第16 評価内容の担保

- 1 契約担当者は、落札者決定に反映された技術提案等について、その履行を確保するための措置について、契約（特記仕様書）において取り決めておくものとする。
- 2 契約担当者は、落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。
また、技術提案がされた部分において、仕様を満足できなかったものがある場合は、工事成績評定の減点及び指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことができるものとする。
- 3 契約担当者は、1から2に掲げる事項は入札公告においても明らかにするものとする。

第17 苦情申立て

- 1 落札者とならなかった者は、落札者とならなかったことの説明を契約担当者が落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に申し立てることができるものとし、申立てについては、原則として書面（様式は自由）によるものとする。
- 2 契約担当者は、苦情申立てについては、上記1の期限の日から原則として5日以内に回答するものとする。
- 3 契約担当者は、1の内容を入札公告において明らかにするものとする。

第18 再苦情の申立て

- 1 競争参加資格がないと認められた者が、当該回答に不服がある場合は、契約担当者を経由し、知事に対して再苦情を申し立てることができるものとする。
- 2 契約担当者は、1の内容を入札公告において明らかにするものとする。

第19 設計図書等の質問

設計図書等に対する質問書の提出についての取扱いは、要件設定型実施要領の規定を準用する。

この場合、「開札予定日の前日」とあるのは「入札書締切日」と、「開札予定日の5日前」とあるのは「入札書締切日の4日前」と読み替えるものとする。

第20 その他

この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

附則 この要領は、平成19年8月20日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

附則 この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

附則 この要領は、平成22年10月1日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

附則 この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

落札者決定基準

1 落札者決定の方法

入札参加者は、価格及び企業の技術力等をもって入札に参加し、次のすべての要件に該当する入札参加者のうち、2の「評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、契約担当者は、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査を行った場合においては、入札価格が不適合ではないと認められた者であること。

2 評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

(1) 評価値の算出方式

ア 評価値＝技術評価点／入札価格×（定数 1,000,000）

イ 技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点

なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点、評価値は少数第5位まで表示する。（第6位を四捨五入）

(2) 技術評価点の設定の考え方

標準点を100点、価格以外の要素である企業の技術力等を評価する加算点は10点から50点、公共工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価点は15点とする。

(3) 加算点の算出方法

加算点は、個別工事ごとに定めた「評価基準等」に基づき評価を行い、それぞれの得点合計に応じて、換算して求められる点数を加算点として与える。

$$\text{加算点} = (\text{それぞれの得点合計} / \text{評価項目ごとの配点の最高点数の合計点数}) \\ \times [10\text{点} \sim 50\text{点}]$$

(4) 施工体制評価点の算出方法

入札価格が低入札価格調査基準価格以上の入札参加者には、施工体制評価点として15点を与える。

また、入札価格が低入札価格調査基準価格未満の入札参加者には、施工体制評価点を与えない。